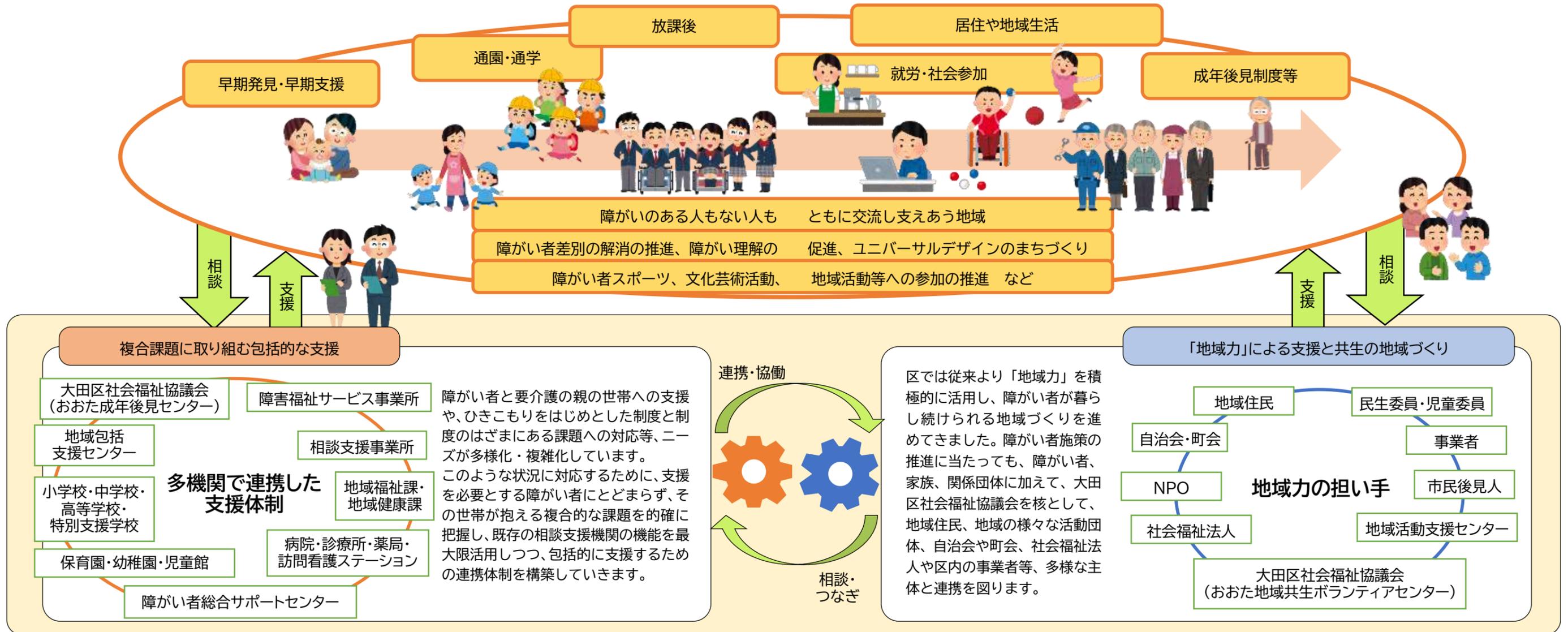


「障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまち」の実現に向けて

本計画の基本理念は、「障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくります」です。障がい者が、住み慣れた地域で必要とするサービスを自らの意思により選択し、自分の個性や強みを生かしながら社会活動や経済活動に参加し、安心して暮らせる包摂型の社会を目指して設定したものです。



新たな取組の導入

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、我が国では「新しい生活様式」を日常生活社会の考え方が広がりを見せることも予想され、区を取り巻く情勢を予測しながら新たな発想力と、状況分析力に基づく事業の再構築や開発を継続して行うことで、新たな取組の

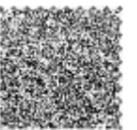
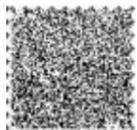
に取り入れ実践していくことが求められています。地域共生生活様式にも対応する、従来の枠組みにとらわれない柔軟な導入を積極的に推進していきます。



計画の推進体制

大学教授、弁護士等の学識経験者、福祉、保健・医療、教育、地域、雇用の各分野計画の進捗状況の評価及び検証を実施します。それを踏まえ、計画の改善・見直しました。計画の推進に当たって、様々な部局が連携し、分野横断的に取組を進めると連携・協働して施策を推進していきます。

の関係団体等の代表者、公募区民で構成される「大田区障がい者施策推進会議」において、の検討を行います。ともに、事業者等と適切な役割分担を行い、地域のネットワーク機能を強化しながら、



施策の全体像

基本理念

障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくりまします

基本目標

基本目標1

自分らしく
いきいきと
暮らせるまち

基本目標2

認めあい
つながり
暮らせるまち

基本目標3

安全・安心に
暮らせるまち

施策目標

1-1 障害福祉サービス等の充実

1-2 希望する暮らしの実現

1-3 社会参加・社会活動の充実

1-4 保健・医療の充実

1-5 障がい児支援の充実

1-6 特性に応じた支援の充実

2-1 相談支援体制の充実

2-2 障がいへの理解促進

3-1 災害・犯罪への対策

3-2 権利を守るまちの実現

個別施策

1-1-1 日中活動の場の整備

1-1-2 緊急時の受入体制の充実

1-1-3 サービスの質の確保・向上

1-2-1 居住の場の確保・充実

1-2-2 地域生活移行支援の充実

1-3-1 就労支援の充実

1-3-2 余暇活動の充実

1-4-1 保健・医療の充実

1-5-1 教育の充実

1-5-2 保育の充実

1-6-1 発達障がい者支援の充実

1-6-2 高次脳機能障がい者支援の充実

2-1-1 相談支援の充実

2-1-2 地域ネットワークの充実

2-2-1 障がいを理由とする差別の
解消の推進

2-2-2 地域との交流の充実

3-1-1 災害時相互支援体制の整備

3-1-2 福祉避難所の体制整備

3-1-3 防犯対策の充実

3-2-1 障がい者虐待防止等の推進

3-2-2 成年後見制度等利用支援の充実

3-2-3 ユニバーサルデザインの
まちづくりの推進

主な取組

区立施設の機能見直し・強化、民間事業者による施設等整備の支援

短期入所事業の充実

福祉人材の確保・育成・定着支援、指導検査等の実施、
福祉サービス第三者評価の受審促進、オンラインを活用した支援の検討

障がい者グループホームの整備支援、
障がい者グループホーム連絡会の開催、居住支援協議会の開催

アウトリーチ支援事業の推進、退院後支援ガイドライン対応事業の推進

就労支援ネットワークの推進、生産活動支援施設連絡会の取組の充実、
会計年度任用職員(オフィス・サポーター)の雇用

余暇活動の機会や場の提供、障がい者スポーツの推進

精神保健福祉地域支援推進会議の開催、難病対策地域協議会の開催、
医療的ケア児・者支援関係機関会議の開催

幼児教育の振興、就学・教育相談の充実、特別支援教育の充実

統合保育の充実、学童保育室での受入体制の充実

乳幼児健康診査等の実施、発達支援ネットワークの推進、
発達障がいの理解啓発の推進

高次脳機能障がい支援ネットワークの推進、
高次脳機能障がいの理解啓発の推進

相談支援体制の充実・強化、ピアサポーター・相談員等の活動推進

地域ネットワークの推進、自立支援協議会の開催

障がい者差別解消支援地域協議会の開催、
障がい者差別解消のための啓発活動の推進、合理的配慮の推進

理解促進事業の実施、地域交流事業の実施

要配慮者及び避難行動要支援者支援の推進、
災害時の自助及び相互支援意識の普及啓発

福祉避難所の運営等検証

福祉施設等の安全体制の確保、特殊詐欺等防止のための啓発活動の推進

障がい者虐待防止のための啓発活動の推進、障がい者虐待への対応実施

権利擁護支援検討会議の開催、成年後見制度利用促進のため
の協議会運営、おいじたくへの支援～親あるうちの備え～

地域力を活かしたまちづくりパートナー活動の推進、
心のバリアフリーの促進、移動等の円滑化の促進



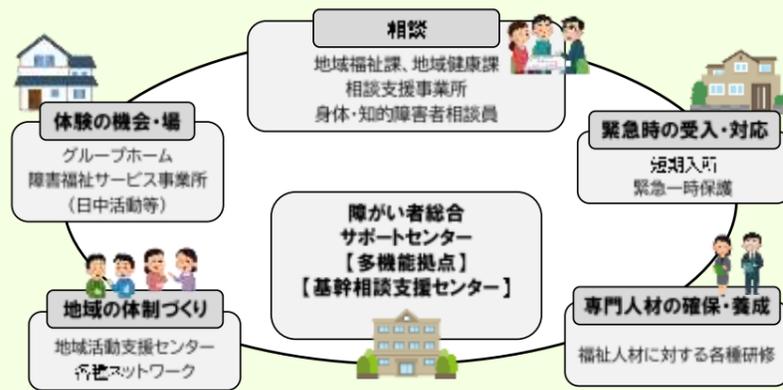
障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて

地域生活支援拠点等の機能の充実

これまで区では、障がい者の地域での暮らしを支える機能を充実させるため、障がい者総合サポートセンターを中心として、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等との連携を深め、面的な体制整備を進めてきました。

平成31年3月には、障がい者総合サポートセンターを増築し、短期入所、発達障がい児支援の機能を持ったB棟を開設し、機能の拡充を図り、多機能拠点として整備しました。

今後、区においては、地域生活支援拠点等の各機能を強化し、さらなる充実を図るとともに、各機能の運用状況を、本計画のPDCAサイクルに基づき、「大田区障がい者施策推進会議」で検証・評価を行ってまいります。



【大田区地域生活支援拠点等のイメージ】

福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所待機者の状況等、区の実状を踏まえて、令和元年度末時点における施設入所者のうち、令和5年度末までに、20人が地域移行支援や地域定着支援、自立生活援助等を利用して地域生活に移行すること、令和5年度末時点の施設入所者数を493人とすることを目標とし、都の地域移行促進コーディネーターと連携して、地域での生活を希望する人の地域移行に向けた支援を進めていきます。

項目	令和5年度末目標
施設入所者のうち 地域生活に移行する者の数	令和2年4月1日から 20人
施設入所者数	493人

福祉施設から一般就労への移行

区では、障がい者就労支援センター(障がい者総合サポートセンター内)を中核として、ハローワーク、特別支援学校、障がい者施設等、関係機関と連携した就労支援に取り組んでいます。

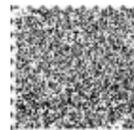
本人及び企業への就労促進や就労定着等の支援の充実を図るため、ネットワーク事業等を通じて、一般就労への移行を推進してまいります。

項目	令和5年度末目標
福祉施設から一般就労への移行者数	165人
一般就労への移行者のうち 就労定着支援事業の利用割合	70%
就労定着率8割以上の 就労定着支援事業所	70%

障がい児支援体制の整備等

区では、「医療的ケア児・者支援関係機関会議」を平成30年9月から設置し、関係機関の連携、情報交換、連絡等を行っています。また、既存の施設を活用し、医療的ケアが必要な障がい児等を対象とした児童発達支援事業及び放課後等デイサービスを実施する施設の整備を計画しました。

このような実績等を踏まえ、本計画においては、現在の整備計画を推進し、令和3年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を開設すること、令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目標とし、関係機関等と連携した切れ目のない支援の提供体制を構築してまいります。





障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて

発達障がい者支援事業の推進

前計画においては、こども発達センターわかばの家に新たな分室を設置し、事業の強化を図りました。また、平成31年3月に、障がい者総合サポートセンターを増築し、学齢期の発達障がい児を対象とした事業を開始しました。

このような実績を踏まえた上で、本計画においては、発達障がい者及びその家族等が、発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、取り組んでいきます。

相談支援体制の充実・強化

これまで区では、基幹相談支援センターである障がい者総合サポートセンターを中核とした相談支援を行ってきました。

本計画では、障がい者総合サポートセンターが、今後より一層、基幹相談支援センターとして各事業者への専門的な助言・支援、連携強化などに取り組むことができるよう、地域の相談支援事業者等との適切な役割分担を行うとともに、身近な相談相手である民生・児童委員や身体・知的障害者相談員等と協力しながら、相談支援体制の充実・強化を図っていきます。

また、区としては、重層的な相談支援体制の構築を進めていき、相談者及びその世帯の属性や世代にかかわらず、様々な相談を受け止め、関係機関等につなぐことで、包括的な相談支援を実施していきます。

項目	令和5年度末見込量
総合的・専門的な相談支援の実施	実施
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

区では、令和元年11月に、医療・保健・福祉の関係機関による協議の場として「精神保健福祉地域支援推進会議」を設置しました。

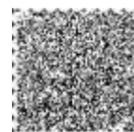
本計画においては、「精神保健福祉地域支援推進会議」を引き続き開催し、地域課題の検討及び支援事業等の評価を実施することで、精神障がい者が地域で安心して自分らしい生活を送れることを目指します。

項目	令和5年度末見込量
精神障がい者の地域移行支援	7人
精神障がい者の地域定着支援	9人
精神障がい者の共同生活援助	161人
精神障がい者の自立生活援助	11人

障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。

そのため、引き続き、都が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修に区職員が参加するとともに、事業所に対して請求方法等の情報提供を行うことで、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。



項目	令和5年度末目標
都が実施する障害福祉サービス等に係る研修 その他の研修への参加人数	20人